

道路運送法等の一部を改正する法律

(平成一八年五月一九日法律第四〇号)

一、提案理由(平成一八年四月一日・衆議院国土交通委員会)

北側国務大臣 ただいま議題となりました道路運送法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

我が国は、急速な少子高齢化の進行により、人口減少社会を迎え、地域や都市構造も大きく変化しております。また、自動車保有台数は七千九百万台を超え、車社会が成熟の時代を迎えつつあります。その中で、多様なニーズに的確に対応できるよう、公共輸送サービスをさらにきめ細かく改善し、また、自動車を通じ国民や社会の安全、安心の確保を図ることが自動車交通行政の大きな課題であると認識しております。

具体的には、地域住民の生活交通の確保が大きな課題となり、また、要介護者等の一人では公共交通機関を利用できない移動制約者に対する個別輸送ニーズが急増する中、地域の公共輸送サービスに対するニーズは多様化、高度化しており、これらに的確に対応した安全、安心な輸送サービスを確実に提供することが求められております。さらに、自動車の登録情報を簡便に確認、利用したいというニーズへの対応や、リコール隠し等の不正行為の再発防止を図るため、また、規制改革・民間開放推進三カ年計画に基づき、二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間について見直しを行うため、所要の措置を講じる必要があります。

こうした状況を踏まえ、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るための法律案をこのたび提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの普及を促進するため、一般乗合旅客自動車運送事業の対象を拡大するとともに、地域の需要に応じた乗り合い旅客の運送を行う場合に、地域の関係者がその運賃及び料金について合意しているときは、上限認可を事前届け出とすることとしております。

第二に、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難で、地域の関係者が必要であると合意した場合に、市町村バスや特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ることとしております。

第三に、書面で提供している自動車の登録情報について、国土交通大臣の登録した機関が電子的に提供する制度を創設するとともに、請求者の本人確認を行うなど個人情報保護対策を強化することとしております。

第四に、二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間を二年から三年に延長することとしております。

第五に、独立行政法人交通安全環境研究所の業務として、自動車のふぐあいの原因を実車実験の実施等により検証する業務を位置づけるなどリコール制度の充実を図ること

としております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成一八年四月一八日）

林幹雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、乗り合い旅客の運送に係る規制の適正化を図ること、

第二に、自家用自動車による有償旅客運送制度を創設すること、

第三に、自動車の改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査の権限を規定すること

などであります。

本案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日参考人からの意見聴取を行い、同日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一四日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 地域の多様な需要への対応及び移動制約者の移動手段の確保の重要性にかんがみ、コミュニティバス、乗合タクシー、NPOによる福祉有償運送等の運送サービスが安全・確実に提供され、その普及が円滑に進むよう、法の適正な運用に万全を期するとともに、法施行後の状況の把握に努め、引き続き地域交通の充実策について検討すること。また、タクシー営業類似行為、いわゆる白タクの防止のため、適切な対応をとること。
- 二 運送主体のNPO等が作成する会員名簿等の個人情報の管理に当たっては、個人情報の漏えいのないよう適切な指導を行うこと。
- 三 地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議組織が多くの地方公共団体で設置されるよう、関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性等を協議するために設置されている運営協議会についても、多くの地方公共団体で設置が促進され、NPO等関係者の意見等が反映されるよう必要に応じ構成員として含めるなど、一層の取組に努めること。

四 自動車登録情報の電子的提供に当たっては、個人情報の漏えいを未然に防止することが特に求められることから、登録情報提供機関において個人情報の厳格な取扱いが確保されるよう、適切な指導・監督に努めること。また、不当な情報の取得を防止するため、申請時においては、自動車登録番号を併せて車台番号も要することについて検討を行うこと。

五 架装メーカー等自動車の改造等を行う事業者に対し、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、適切な指導等を行うこと。

六 自動車の検査・点検制度の向上のため、広く関係者及び国民の意見を求めつつ、引き続き、安全確保、環境保全、技術進歩の面からの検討を行うこと。

七 リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、情報収集活動の拡大に努めるとともに、特に、リコール不正事案の再発防止のための施策の充実に努めること。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一八年五月一二日）

羽田雄一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設、乗合旅客運送に係る規制の適正化、電子化に対応した自動車登録制度の見直し、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、リコール制度の充実等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、コミュニティーバス、乗合タクシー等地域交通の充実、自家用有償旅客運送に係る運営協議会の設立、運営等の在り方、自家用有償旅客運送における対価基準の明確化、安全性の確保、福祉タクシーの普及促進、タクシー類似行為の取締り等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すこと。

一、福祉有償運送や過疎地有償運送に係る運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底するとともに、その設置及び運営状況についての情報が当該地域の住民等に積極的に公開されるよう努めること。

二、本法の施行状況の検証を行い、特に、過疎地等の住民の移動手段の確保策について、地域の実情に応じ様々な観点から具体策を検討すること。

三、NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の

授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示すとともに、運転手の技能水準及び安全性の確保に万全を期すよう措置すること。

なお、移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮すること。

四、自動車の不正な架装を行う事業者に対して、本法改正の趣旨に則り適切な指導を行うとともに、継続検査時の構造に関する審査については、自動車検査証により新規検査時以降の変更の有無を確認できるようにするなど、実施体制の確立を図ること。

五、リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、利用者等からの情報収集の拡大に努めるとともに、リコールに係る不正行為の再発防止のための施策の充実に努めること。

右決議する。